

I 基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。いじめている側に、いじめられているという意識が有る無しにかかわらず、相手側（いじめられている側）が苦痛を感じている場合は「いじめ」になる。

※けんかやふざけ合いであっても児童の心身の苦痛に着目して判断する。

※好意で行った行為も相手が苦痛を感じればいじめに該当する。「いじめ」という言葉を使わずに柔軟に対応することも可能である。

【いじめの態様】

- (1) 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- (2) 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- (4) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- (5) 金品をたかられる。
- (6) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- (8) パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- (9) その他

文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

2 基本的認識

(1) 学校及び教職員の責務

- 児童の保護者、地域住民、その他の関係機関との連携を図り、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に組織的に取り組む。
- いじめを受けた児童を徹底して守り通すとともに、早期解消のため組織的に適切かつ迅速に対処する。

(2) 教職員の基本的認識

- 「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」との共通認識を持つ。
- 「いじめの定義」の共通認識をしっかりとしておく。
◇当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。
- 「いじめの態様」の共通認識をしっかりとしておく。
- 担任等が一人で抱え込まず、組織的に対応する。

(3) いじめ解消の要件

- いじめに係る行為が止んでいること
◇被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この期間とは、少なくとも3ヶ月をめやすとする。
- 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
◇いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうか面談等により確認する。
これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

Ⅱ 未然防止

1 教師に求められること

(1) 「子どもの自立」を育む

「子どもの自立」を育むとは、「『適切な判断』ができる力」や「自己有用感」、「『共感的人間関係』を育むことのできる力」を育むことである。

～「共感的人間関係」を育むことのできる力～

- ・他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操
- ・自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度
- ・他者との円滑なコミュニケーションを図る能力

(自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力)

(2) 取り組むこと

① 授業改善

わかる授業や全ての児童が参加・活躍できる授業の実現に向けた授業改善に努める。

～コラム～

児童生徒にストレスをもたらす最大のストレスは、友人関係にまつわる嫌なできごと、次いで人に負けたくないという過度の競争意識であり、勉強にまつわる嫌なできごとが続きます。児童生徒が学校で過ごす中で一番長いのは、授業の時間です。授業が児童生徒のストレスになっていないか、授業の中で児童生徒のストレスを高めていないか、言い換えれば、授業中に児童生徒の不安や不満が高められていないかというのは、授業改善の大きなポイントです。だからこそ、わかる授業づくりを進めることから、なのです。

② いじめを生まない土壌づくりや環境づくり

- 道徳教育や人権教育、読書活動、体験活動などを充実する。
- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、平素から教職員全員の共通理解を図る。
- 「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成する。
- 平日頃から、児童と教職員が「いじめとは何か」について認識を共有する手段を講ずる。
- 教職員の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

③ 子どもの自立を支える接し方

- 児童に適切な情報を提供し、児童自身が判断（自己決定）する機会を大切にする。

- ◇ 教師の考えを一方向的に伝えるだけでなく、児童の声に傾聴し、「あなたはどうしたい？」「あなたはどう思う？」「あなたはどうしたほうが良いと思う？」などと問い返しなが、子ども自身が判断して行動できるよう支援する。
- ◇ 管理的、強制的、指示的な指導を繰り返さず、時間をかけて指導の意味について話し、児童が具体的な行動目標をもつことができるよう支援する。
- ◇ 児童の判断が間違っていた場合、叱責して反省を促すだけでなく、児童の人格を尊重し、他人とのかかわりの中で自らの行動を振り返り、判断の誤りを実感できるよう支援する。

- 児童自身が困難や課題を克服し、「自己有用感」をもてる機会を大切にする。

- ◇ 失敗したり、つまずいたりしたときは、「次はどうしようと思う？」と問いかけながら、その失敗を活かして自立できるよう支援する。
- ◇ 欠点のみを指摘したり、他人と比較したりすることなく、一人ひとりが活躍できる学級経営に努め、児童とともに活動する中で、一生懸命取り組んでいることを認めたり、感謝の言葉をかけたりすることで、児童が自分の良さに気づき、前向きに生きる意欲をもてるよう支援する。
- ◇ ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書な

どで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できるよう支援する。
 ◇係活動などにおいて役割をきちんと果たすことで、「他者の役に立っている」「他者に支えられている」と実感できるよう支援する。

■「共感的な人間関係」の中で、規範意識を育む機会を大切にする。

◇他者の尊厳を損なう言動については、毅然とした態度で丁寧に指導し、他者を尊重することの大切さについて考えを深めることができるよう支援する。
 ◇児童が、自分の思うようにならない出来事に対処する様子を見守り、他者との関係の中で問題をとらえ、段階を踏んで課題を克服できるよう支援する。

④ 社会参画活動、縦割り班活動による自己有用感、自己肯定感の育成

地域行事やスポーツイベントへの積極的参加、縦割り班活動、兄弟学級による異年齢交流等を通し、児童の自己有用感、自己肯定感を育成し、いじめの問題の未然防止に努める。

(3) 校内研修の充実

いじめの理解、組織的な対応、指導記録の生かし方等に関する研修を開催する。

◇いじめに係る研修を年間計画に位置づけ、学期に一度、「生徒指導提要」(文部科学省)や「生徒指導リーフ」(文部科学省 国立教育政策研究所)を資料とした、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行い教職員の共通認識を図る。

◇「道徳の授業」の充実、「生徒指導の4機能を生かした授業づくり」について研修を深め、いじめの問題の未然防止に努める。

2 児童が主体的に取り組むこと

児童会によるいじめ撲滅の宣言や相談箱の設置等、児童自らがいじめの問題について主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

〈留意事項〉

- ・熱心さのあまり教職員主導で児童が「やらされている」活動に陥ったり、一部の役員等だけが行う活動に陥ったりすることのないようにする。
- ・教職員は、全ての児童がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかをチェックするとともに、支援に徹するよう心がける。

3 組織体制の整備・充実

(1) 「いじめ防止等のための組織」の設置 (いじめ防止対策推進法 22 条)

① 概要

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、下記関係者からなる「いじめ対策委員会」を置く。

校内職員	校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、担任、養護教諭、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター
校外関係者	大石田町教育委員会教育文化課担当、心の教室相談員、特別支援教育専門員 〈必要に応じて〉 山形県中央児童相談所、尾花沢警察署生活安全担当、PTA関係者、大石田町保健福祉課担当及び保健師、主任児童委員、民生委員

※ 校内職員で対策を検討するが、十分に効果を上げるために、外部機関と連携を図る必要があると校長が判断した場合は、校外関係者も交えた組織を置く。その際は、校長が教育委員会と協議し、教育長又は校長が招集する。

② 役割

当該組織は学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担い、次の具体的取組を行う。

■学校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正等を行う。

◇いじめを正しく理解し対応するための校内研修や情報提供の機会を設定する。

◇児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感が高められるようにする。

■いじめの相談・通報の窓口としての対応を行う。

■いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集及び記録、情報の共有を行う。

■いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応について協議する。

(2) 教育相談体制・生徒指導体制の充実

① 教育相談体制と活動計画

・相談を受けたり、面談活動を行ったりして、児童の心の声を拾いあげ、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応に努める。

・教育相談担当者、生徒指導主任、担任、養護教諭、心の教室相談員等の連携により、教育相談体制を機能させる。

② 生徒指導体制と活動計画

・児童にとって実感のともなう活動ができるよう、どの活動においても価値付けを行い指導する。

・指導方針の共有、組織的指導を常に意識して指導、支援にあたる。

(3) 校務の効率化

教職員が児童理解に努め、授業を主に向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

4 家庭・地域との連携

(1) 公表

学級懇談会、家庭訪問、学校（学級）だより等を通じて「いじめ防止基本方針」やその取組、学校評価の結果等についてお知らせし、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めながら緊密な連携協力体制を図っていく。

(2) 啓発活動

いじめの問題について研修する機会を設け、家庭と連携した対策を推進する。

Ⅲ 早期発見

1 きめ細やかな目配り

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、次のことに努める。

◇児童が日頃からいじめを訴えやすい学級経営や児童と担任の強固な信頼関係を構築する。

◇児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

◇教職員相互が積極的に児童の情報交換、情報共有を行い、いじめを積極的に認知する

◇休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握する。

◇家庭訪問の機会を活用して、情報収集に努める。

2 アンケート調査等の実施

(1) 「心の日週間」の設定

児童が「SOS」を発しやすい（援助希求をしやすい）機会を作るために、毎月第1週を「心の日週間」として設定し、「心のお天気調べアンケート」の実施や児童と担任の個人面談を実施する。

(2) 日常の観察による声かけ

児童の日常行動等について観察及び記録をしながら、個別の状況把握に努める。

(3) Q-Uテストの実施

Q-Uテストを年2回実施（5・10月）し、学級の間人関係を把握するとともに、孤立した児童をつくらぬ良好な人間関係づくりに役立てる。

(4) 定期調査等の実施

- 県教育委員会による「いじめ発見調査アンケート」を実施する。（6・11・1月）
- 県教育委員会作成の「チェックリスト（教師用）」を活用し、随時いじめに関する点検・検証を行う。

～いじめ問題早期発見のポイント～

【いじめのサイン】

〈被害の可能性のある児童の様子〉

- 急に体調不良を訴えるなどし、遅刻や早退が増えてくる。
- 学用品、教科書、体育着、ズックなどが隠される。
- 日ごろ交流していない友人たちとの行動や授業に遅れる場面が見られるようになる。
- 休み時間や給食、清掃の時間など、一人で行動している姿が多く見られる。
- 休み時間などに、特別な用事がなくても、職員室や保健室に出入りして過ごす姿が多く見られる。

〈いじめの可能性のある学級集団の様子〉

- 授業中、間違いに対しての皮肉や笑い声が繰り返す。
- 机、椅子、カバンなどが乱雑になってくる。
- 学用品の破損、机やノートへの落書きが多く見られる。
- 先生からの指示や注意で、学級内にどよめきや視線による目配せなどが起こる。
- 一人の児童の近くの席に座ったり、机や椅子等に触れたりすることを嫌がる姿が見られる。
- 黒板や机等に、あだなや「〇〇死ね」などの落書きが多く見られる。

〈教師間の情報交換から〉

- ・ 日常的な情報交換
- ・ 職員打合せでの情報交換
- ・ 生徒指導部会での情報交換や事例研修
- ・ 職員会議での情報交換と対応の報告
- ・ 保健室や教育相談担当などからの情報提供
- ・ 清掃活動や委員会活動等における情報

〈児童の様子から〉

- 日常の全ての場面で、学級や児童の実態をとらえていく。
- ・ 授業中や休み時間、給食、清掃等の様子
 - ・ 個人面談やグループ面談
 - ・ 連絡帳や日記帳、班ノート
 - ・ アンケート調査

〈家庭でのいじめのサイン〉

- 登校を渋ったり、転校を口に出したりする。
- 外出したからなくなる。
- 感情の起伏が激しくなり、教師や友達を批判する言葉が増えたり、隠し事をしたりする。
- 小遣いを多く欲しがったり、金遣いが荒くなったりする。（家庭内で金銭が紛失する。）
- 友達からの電話に対して、長時間丁寧な口調で対応する。
- 服が汚れたり、体に傷が付いたりなどして、いたずらされた形跡が見られる。
- 保護者の学校への出入りを嫌う。

〈地域全体の取組〉

- 地域が、児童の様子を観察し声がけしたり、情報を共有したりしていじめ防止に取り組む。
- 登下校中に、一人の児童が、他の児童の荷物を持たされている。
 - 道端や空き地・公園などで、一人でぼつんとしている。
 - 道端や空き地・公園などで、一人の児童を何人かで囲んで、強圧的な口調で話していたり、こづいたりしている。
 - 店内などで、ジュースやお菓子をおごらされている。

Ⅳ いじめに対する措置（「早期対応・組織的対応」）

1 素早い事実確認・報告・相談

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。
- 事実確認を行い、「いじめ対策委員会」で話し合った後、いじめた児童へ適切に指導する。軽微な事案でも関係職員へ連絡し、以後の見守りに生かす。
- 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合、真摯に傾聴する。
- いじめの疑いがある行為には、早い段階から適切に関わりを持つとともに、いじめられた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保する。
- いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、「いじめ対策委員会」で話し合った後、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、教育委員会・尾花沢警察署と相談して対処する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに尾花沢警察署に通報し、適切に援助を求める。

2 発見・通報を受けての組織的な対応

- 発見、通報を受けた教職員は躊躇なく、「いじめ対策委員会」に報告し組織的対応を図る。
- 当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。重大な事案は、事実確認の結果を、校長が責任を持って教育委員会に「児童事故報告書」をもって報告するとともに、被害・加害児童の保護者にも連絡し、事後の対応に当たる。

3 被害者への対応及びその保護者への支援

（1）事実確認

いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方をせず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える等、自尊心を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。

（2）事実の伝達

家庭訪問等により、保護者へ事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者の気持ちに十分寄り添い、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行う等、いじめられた児童の安全を確保する。

（3）支援体制の整備

- いじめられた児童にとって信頼できる人（友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた児童が安心して学習活動等に取り組むことができるよう、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

4 加害児童及びその保護者への対応

(1) 事実確認

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携していじめを止めさせる。また、必要に応じて「いじめ対策委員会」校外関係者の協力を得て、その再発を防止する。

(2) 事実の伝達

迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

(3) 事後指導

- 教育的配慮の下、加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、警察との連携による措置も含め、計画的に指導する。
- 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、児童に対して適切に懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。又、状況に応じて出席停止制度の活用について教育委員会と協議する。

5 いじめを見ていた児童への対応

- 自分の問題として捉えさせる。
- いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度の重要性を指導する。
- いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきであることを指導する。
- 全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

6 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

(1) 書き込み

- インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- 名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。
- 必要に応じて山形地方法務局の協力を求める。
- 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに尾花沢警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2) 早期発見

- 教育委員会と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。
- 山形地方法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組について周知を図る。

(3) 啓発活動

パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対しても学年・学級懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていく。

〈「いじめ」への組織的な対応〉

1	児童の気になる情報をキャッチ <input type="checkbox"/> いじめられた児童や保護者からの訴え <input type="checkbox"/> 他の児童からのいじめ情報 <input type="checkbox"/> いじめらしき現場の発見 <input type="checkbox"/> 児童の言動によるいじめのサイン <input type="checkbox"/> 家庭や地域からのいじめらしき情報 <input type="checkbox"/> アンケート調査、悩み調査 など						
2	情報を受けた教職員は校内で報告【単独での判断・対応は禁物。素早く組織で対応】 <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div> <ul style="list-style-type: none"> ■記録に基づき報告する。（<input type="checkbox"/>日時 <input type="checkbox"/>場所 <input type="checkbox"/>被害者 <input type="checkbox"/>加害者 <input type="checkbox"/>内容・状況） ■「様子を見る」「悪ふざけ」「単なるけんか」などと単独による判断や対応をしない。 						
3	いじめ対策委員会①（校内組織）【当該児童への聴取前】 (1) 構成員 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、担任、養護教諭、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター (2) 資料 いじめ報告記録、被害・加害児童に関する資料（家庭環境調査票等） (3) 会議内容 ①事実確認のための計画 <input type="checkbox"/> 被害児童、加害児童、周囲の児童との面接 <input type="checkbox"/> 役割分担 <input type="checkbox"/> 保護者への連絡 ②事実確認の項目 <input type="checkbox"/> いじめの状況（日時、場所、人数、様態や集団の構造） <input type="checkbox"/> いじめの動機や背景 <input type="checkbox"/> 被害・加害児童の言動とその特徴 <input type="checkbox"/> 保護者の情報 <input type="checkbox"/> 教職員の情報 <input type="checkbox"/> 他の問題行動等との関連 等						
4	事実確認の実施【文書で集約】 【児童】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">被害児童</td> <td style="padding: 5px;"> <input type="checkbox"/>教師は、被害者の立場に立ち、子どもを支える姿勢で接する。 <input type="checkbox"/>いじめられていることを語りたがらない場合、急がず、気持ちに寄り添って話を聞く。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">加害児童</td> <td style="padding: 5px;"> <input type="checkbox"/>いじめていると感じていなかったり、認めようとしなかったりする場合は、威圧的にならずに、受容的に聞く。 <input type="checkbox"/>いじめには、けんか両成敗的な指導をしない。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">周囲の児童</td> <td style="padding: 5px;"> <input type="checkbox"/>事実を確認する段階では、安易に善悪の判断をしない。 <input type="checkbox"/>内容に矛盾がないかどうかを慎重かつ多角的に検討し、事実関係を明確にする。 <input type="checkbox"/>当事者以外から情報提供されたとき、情報源に迷惑がかからないように配慮する。 </td> </tr> </table> 【被害・加害児童の保護者】 <input type="checkbox"/> 保護者とは、直接会って面談し、保護者の立場や心情に十分に配慮しながら、現段階での状況と今後の対応について説明する。 <input type="checkbox"/> 保護者の考えや要望等が具体的に何であることを確認し、話を終えるよう配慮する。	被害児童	<input type="checkbox"/> 教師は、被害者の立場に立ち、子どもを支える姿勢で接する。 <input type="checkbox"/> いじめられていることを語りたがらない場合、急がず、気持ちに寄り添って話を聞く。	加害児童	<input type="checkbox"/> いじめていると感じていなかったり、認めようとしなかったりする場合は、威圧的にならずに、受容的に聞く。 <input type="checkbox"/> いじめには、けんか両成敗的な指導をしない。	周囲の児童	<input type="checkbox"/> 事実を確認する段階では、安易に善悪の判断をしない。 <input type="checkbox"/> 内容に矛盾がないかどうかを慎重かつ多角的に検討し、事実関係を明確にする。 <input type="checkbox"/> 当事者以外から情報提供されたとき、情報源に迷惑がかからないように配慮する。
被害児童	<input type="checkbox"/> 教師は、被害者の立場に立ち、子どもを支える姿勢で接する。 <input type="checkbox"/> いじめられていることを語りたがらない場合、急がず、気持ちに寄り添って話を聞く。						
加害児童	<input type="checkbox"/> いじめていると感じていなかったり、認めようとしなかったりする場合は、威圧的にならずに、受容的に聞く。 <input type="checkbox"/> いじめには、けんか両成敗的な指導をしない。						
周囲の児童	<input type="checkbox"/> 事実を確認する段階では、安易に善悪の判断をしない。 <input type="checkbox"/> 内容に矛盾がないかどうかを慎重かつ多角的に検討し、事実関係を明確にする。 <input type="checkbox"/> 当事者以外から情報提供されたとき、情報源に迷惑がかからないように配慮する。						

5 いじめ対策委員会②（校内組織）【町教委へ第一報】

【会議の内容】

- ①指導方針の検討・決定及び指導体制の確立
 - 被害児童担当 加害児童担当 保護者との連携担当 周囲の児童担当
- ②いじめが長期化・複雑化した場合を想定した関係機関との連携の必要性の有無

6 いじめ解決への指導・支援と人間関係の回復

〈被害児童担当〉	〈加害児童担当〉	〈保護者との連携担当〉
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>つらさや苦しさに共感的理解を示す。 <input type="checkbox"/>解決まで必ず守りとおすことを伝える。 <input type="checkbox"/>いじめ防止への強い姿勢を伝える。 <input type="checkbox"/>保護者や加害児童への働きかけについて相談しながら進める。 <input type="checkbox"/>自信をもって学校生活を送れるように、継続して指導する。 <input type="checkbox"/>加害児童及び周囲への影響を考慮して、指導・支援にあたる。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>行為を中立の立場で冷静に確認する。 <input type="checkbox"/>いじめの意図を確認する。 <input type="checkbox"/>本人の気持ちを理解し、継続的にかかわっていく。 <input type="checkbox"/>集団の場合は、個別指導と並行して、グループへの指導を継続して行う。 <input type="checkbox"/>きちんとした謝罪と今後の決意を表明させる。 <input type="checkbox"/>長所を再認識させ、長所を活かす生活の在り方について確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ●被害児童の保護者 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>確認した事実関係を正確に伝える。 <input type="checkbox"/>学校の安全管理が不十分であった場合は、素直に認め、謝罪する。 <input type="checkbox"/>再発防止策などの指導方針を具体的に説明し、理解を得る。 ●加害児童の保護者 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>確認したいじめ行為等の事実を正確に伝える。 <input type="checkbox"/>学校としての対応を説明し、保護者の協力が不可欠であることを伝える。 <input type="checkbox"/>謝罪について確認・相談する。
<p>〈周囲の児童担当〉</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>いじめられている児童のつらい気持ちを考えさせ、いじめの卑劣さを理解させる。 <input type="checkbox"/>はやし立てる行為は、直接手を下さなくても、いじめと同じであることを理解させる。 <input type="checkbox"/>いじめを止めたり、教職員に伝えたりすることは、正義に基づいた勇気ある行為であることを理解させる。 		

7 いじめ対策委員会③（校内組織）【継続指導・経過観察】

【経過観察】

- 「いじめのサイン」、「交友関係」、「前向きな生活」、「保護者による情報や意見」などの視点での観察後、三者面談（本人、保護者、担任等）を行い、「いじめられている」という本人及び保護者の意識について、現状を確認する。

【いじめのその後の検討】

- 「発生したいじめが解決したと判断できるか」「これまでの指導・支援の方針を再検討する必要はあるか」について、指導後の状況を多角的に確認する。（本人、周囲、保護者などからの定期的な聞き取り）

8 最終いじめ対策委員会（校内組織）【継続指導・経過観察】

【会議の内容】

- いじめが解決したと認定について
 - ⇒解決していない場合は 「いじめ対策委員会②」へ戻り、再検討
 - ⇒解決した場合は、いじめ未然防止の取組へ移行

※状況に応じて、PTA代表（会長・副会長・総務部長等）及び大石田小学校学校運営協議会と連携を図り、事態に対処する。

V 重大事態への対処

1 調査組織の設置と調査の実施

いじめにより、当該児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、又、いじめにより、当該児童が「相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時は、次の第三者による調査組織を設け、質問票による調査、その他の適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

【重大事態と想定されるケース】

- ◆児童が自殺を図った場合
- ◆身体に重大な傷害を負った場合
- ◆金品等に重大な被害を被った場合
- ◆精神性の疾患を発症した場合 等

〈組織の構成〉

校内におけるいじめ防止のための組織を母体としつつ、村山教育事務所「いじめ解決支援チーム」の支援・協力を得る。

※具体的な調査組織の構成員については大石田町教育委員会の指示を仰ぐ

- 例)
- ・弁護士
 - ・尾花沢警察署
 - ・エリアカウンセラー
 - ・心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者
 - ・当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者

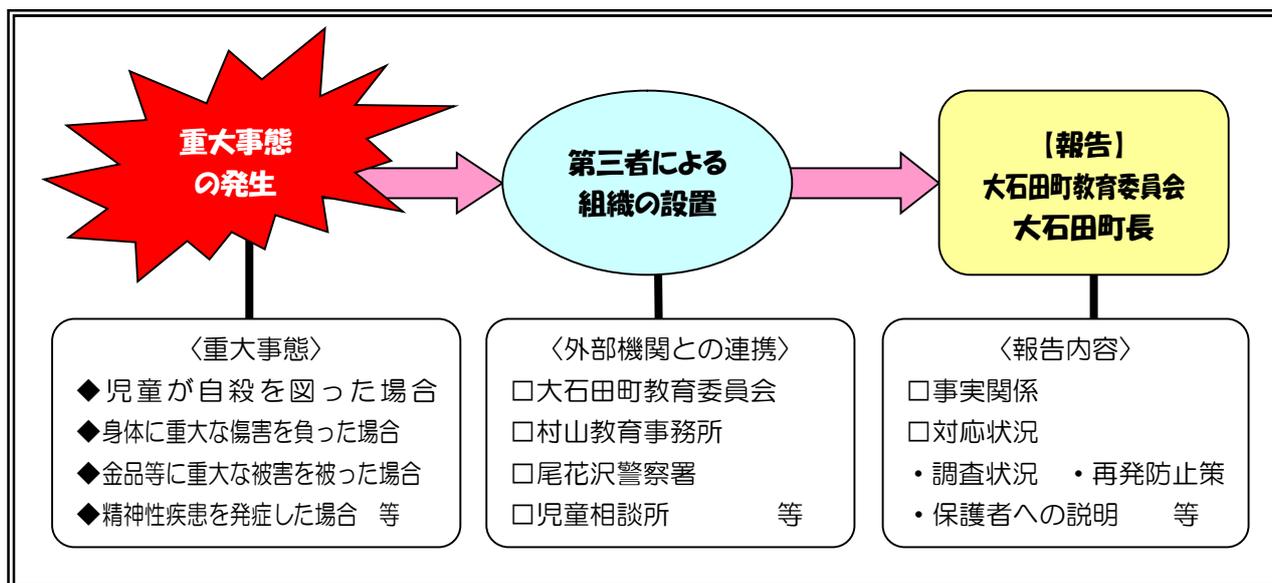
2 報 告

当該調査に係る重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、素早く大石田町教育委員会を通じて大石田町長へ報告する。

3 外部機関との連携等

重大事案に係る事実関係の調査、及び事後対応、再発防止等については、必要に応じて大石田町教育委員会、尾花沢警察署、児童相談所、村山教育事務所の「いじめ解決支援チーム」と連携を図りながら進める。

〈「重大事態」への対処〉



VI 点検・評価

1 学校評価

- 学校評価において、その目的を踏まえて、いじめの問題を取り扱う。
- 児童や地域の状況を十分踏まえた目標を設定し、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価する。
- 評価に当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、校長判断で、個人名を伏せて事実を伝えることで、いじめの実態把握や対応が促されるようにする。
- 評価結果を踏まえてその改善に取り組む。

2 校内におけるいじめの防止等に対するPDCAサイクル

- 「いじめ対策委員会」を主とした組織的な対応による、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応の取組について児童の視点で随時検証し改善を図る。
- 学期末の職員会議において、いじめの問題への対応についての成果と課題を確認しながら改善の方策を明確にする。

VII 年間計画

項目	心の日週間 ※心のお天気調べ (学校単独)	いじめ 発見調査 (県教委)	面談等		Hyper Q-U テスト	学校評価		校内 研修	校内 教育支援 委員会	外部と の連携	
			児童	保護者		児童 教職員	保護者				
4月	中旬 ※心のお天気調べ		随 時 実 施	学年懇談会 授業参観 教育相談				中旬		子ども見守り隊 連絡協議会	
5月	中旬 ※心のお天気調べ				中旬				下旬	町生徒指導連絡会 保小連携会議①	
6月	上旬	上旬								スクールガード委員会 健全育成会議 いじめ問題対策連絡協議会 情報モラル週間 (2・4・6年)	
7月	上旬 ※心のお天気調べ				授業参観 学年懇談会 教育講演会		中旬		中旬	民生委員等懇談会 町生徒指導主任会	
8月	下旬 ※心のお天気調べ										
9月	中旬 ※心のお天気調べ								中旬		
10月	中旬 ※心のお天気調べ				個人面談	上旬			下旬 (QU研修会)		
11月	上旬	上旬							中旬	情報モラル週間 (1・3・5年) SOS ミニレター	
12月	上旬 ※心のお天気調べ				授業参観		上旬	上旬	中旬	区長懇談会(スク ールガード委員会) 町生徒指導主任会	
1月	中旬 ※心のお天気調べ										
2月	上旬	上旬			授業参観 学年懇談会		下旬		下旬	町保小連携会議② 町PTA連合会 町生徒指導主任会	